

## ～濃厚接触者である同居者（家族等）の待機期間とその起算日の考え方について～

濃厚接触者である同居者（家族等）の待機期間の起算日が変更されました。

（厚生労働省、令和4年2月2日付）

### ★ 濃厚接触者である同居者（家族等）の待機期間の起算日について

検査陽性者の濃厚接触者であって、当該検査陽性者と生活を共にする家族や同居者（当該検査陽性者が自宅療養をする場合に空間的な分離の徹底が困難であるとの想定の下、例えば飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者）の待機期間は、

○当該検査陽性者の発症日（当該検査陽性者が無症状の場合は検体採取日）※1

又は

○当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日 ※2

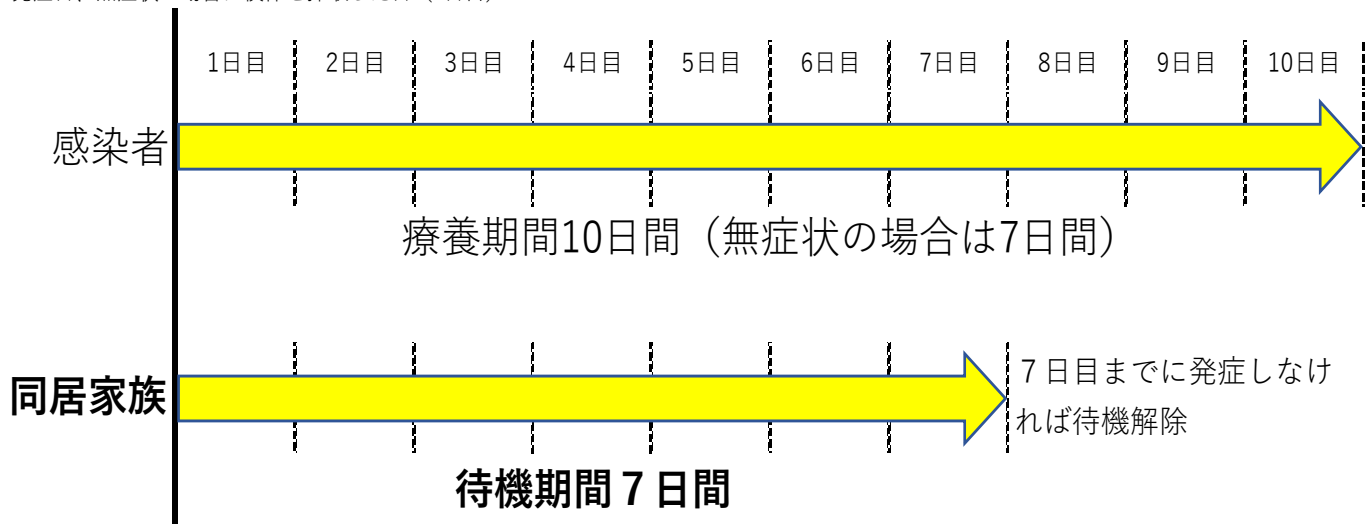
のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）となります。

※1 当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算します。

※2 「感染対策」とは、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施のことです。

### 【濃厚接触者である同居者（家族等）の待機期間】

発症日、無症状の場合は検体を採取した日（0日目）



詳細については、下記、厚生労働省の通知をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>